

SFC研究所日本研究プラットフォーム・ラボ

ワーキングペーパーシリーズ No. 5

議場の比較研究（1）日本の国会議事堂と議場

—民主主義を規定する枠組みとして—

清水唯一朗*

2013年7月

「新しい『日本研究』の理論と実践」

SFC研究所日本研究プラットフォーム・ラボ

本稿は、2010～2013年度に実施した文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「新しい『日本研究』の理論と実践」による研究成果である。図版の掲載に当たっては、一般社団法人日本建築学会図書館のご高配を得た。記して感謝したい。

Comparative Study of Chambers (1): The National Diet and the Chamber of Japan

A physical framework for Democracy

Yuichiro SHIMIZU

Assistant Professor, Keio University Faculty of Policy Management

* 慶應義塾大学総合政策学部 准教授 (yuichiro@sfc.keio.ac.jp)

議場の比較研究（1）日本の国会議事堂と議場

—民主主義を規定する枠組みとして—

清水唯一朗

概要：本稿は、これまで等閑視されてきた議場のあり方に着目することで、各国における議会制民主主義の理念と運用の実態に迫ろうとする共同研究「議事堂・議場の国際比較」のひとつとして、日本の国会議事堂と議場に込められた歴史と理念を明らかにするものである。議事堂については建築史の分野で膨大な研究蓄積があるが、それらは外観や構造を論じたものであり、議場の構造とその運用という民主主義の物理的な「枠組」を論じた研究は本稿が初めてとなる。1890（明治23）年の帝国議会創設以来、日本の帝国議会・国会は4つの仮議事堂を経て現在の国会議事堂に至った。それらはいずれもいわゆるドイツ型の議場形式を取っているが、それは議会創設時には確定したものではなく、イギリス型、フランス型が導入される余地も大いにあった。それにもかかわらず、かつ、立憲君主制から民主制（議院内閣制）へと政治体制が変わったにもかかわらず、同じ議場が戦前から継続して使われ、日本の民主主義を規定する「枠組」として、その議論に一定の制約を与えている。

キーワード：

民主主義、帝国議会、議事堂、議場、ジョサイア・コンドル、日本

議場の比較研究（1）—日本の国会議事堂とその議場

清水唯一朗

はじめに. 議場の類型と各国政治

・なぜ議場を研究するのか

民主主義を論じた研究は数多くあるが、それが実践される場の考察は等閑視されてきた。人間はつねに存在する場の影響を受けて生きるものである。政治もその例外ではない。

政治をめぐる場に関しては、イギリスの首相ウィンストン・チャーチルが興味深い指摘をしている。「われわれは建物をつくるが、でき上がると今度は建物がわれわれの行動様式を形づくる」(We shape our Houses, and afterwards our Houses shape us.) と。場と行動の関係に自覚的かどうか、政治運営を大きく左右する要因となると彼は考えていた。

このことに早くから気づいていた人物に福沢諭吉がいる。福沢は明治日本の近代化を進めるなかで言論の場が必要であることを主張した。寺院の講堂や個人宅の大広間ではなく、専用に設計された空間が必要であるという主張であった。それまでの日本の議論は狭い部屋の中に少人数で集まり、車座や対面で行われていた。そこでは長いスピーチや討論は稀であり、日常の権力関係や、ものごとを丸く収めることが第一義であった¹。

福沢はこうした状況を変えるべく、渡米中の弟子に命じて政治演説が行われる建物の図面を求めさせ、それをもとに1875(明治8)年に慶應義塾に演説館を建設している²。現在にいたるまで演説会に利用され続けている同館は、正面に演台を設けた長方形の空間で音響効果も高く、演説も熱を帯びやすいと言われている。

1890年に帝国議会が開かれることとなったときにも、議事堂の建築をめぐる様々な議論が行われた。そうして生まれたわが国初の国政議場のあり方は現議事堂に至るまでほぼ完全に継承され、日本の民主主義を規定する物理的な枠組となっている。戦後、議院内閣制が導入されたにもかかわらず、である。

にもかかわらず、これまで議事堂建築をめぐる研究はその外観を論じるものに限られてきた。建築史の研究が累積する一方で、政治学からの接近は寡少であった。その帰結であろうか、議事堂の外形と平面プランはほとんど変わらず、現在にいたるまで継承されたと

¹ 利光三津男ほか『満場一致と多数決』日本経済新聞社、1970年。

² 福沢諭吉『慶應義塾演説館ノ由来』慶應義塾、1913年

考えられてきた³。しかし、本稿で明らかにするようにそれは必ずしも不変ではなかった。

本稿では、議事堂建築、とりわけ議場（本会議場）の設計がその民主主義に与える影響を考察したい。その入口として、まず各国の議場の類型を理解し、そのうえで日本の帝国議会・国会議事堂がどのような意図によって設計されたのか、それが実際どのように運用されたのかを考察する。それにより、議場の空間がどのように議論に影響を与えたのかを考える足掛かりにしたい。

・議場の四類型

議会の議場は、これまで一般的に四つの類型に分けられてきた⁴。イギリス型、フランス型、北欧型、ドイツ型の四類型である。

イギリス型は、議席が左右に分かれ対面式を取っているところに特徴がある。議長席から見て右が政府・与党席、左が野党席となっており、いずれも最前列に幹部が座ることが決まっているほかは自由席となっている。

この形式を取ると、政府への支持・不支持が明確に見て取れ、議論も対話型となりやすいとされる。英連邦に多く見られる。日本の委員会室をなぞらえる向きもあるが、同室は対話型ではあるものの、閣僚対議員という構図を取る時点で大きく異なっている。

フランス型は、扇形に議席が配置される。与野党いずれになるかに関わらず、右翼に保守、左翼に革新が陣取る。政党の構成が明確に把握でき、政界の縮図を垣間見ることができるとされる。欧州大陸に多く存在する形である。

政党政派よりも地域性を重視するのが北欧型である。選挙区ごとに議席がまとめられ、同じ選挙区から選出された議員が所属政党にかかわらず当選回数や順位を基準に席を決める。このため、別の党派であっても同じ地域選出の議員たちは席を並べることになる。これは大選挙区制を採り、議員を地域代表と考える傾向が強い北欧（スウェーデン、ノルウェーなど）ならではの配置といわれている。

4つ目の類型はドイツ型である。扇形の配置を採るところはフランス型と同じであるが、正面、議員席より高い位置に閣僚席が置かれ、議員と対峙するところに特徴がある。議会を宰相の協賛機関とする外見的立憲主義を表象したものと評される。

³ たとえば、中谷礼仁「20世紀の国会議事堂と日本」『IS』81号、1999年。

⁴ 前田英昭『国会の100年』原書房、1990年、101頁。

日本の国会議事堂は、衆参いずれもドイツ型を採用している。では、これはいつからはじまったのか。なぜドイツ型であったのか。他の可能性はなかったのか。こうした物理的、構造的な枠は、日本の立法府での審議にどのような影響を及ぼしているのだろうか。歴史的な文脈から考えてみたい。

1. 王政復古と「公議」の時代

(1) 明治維新の基本理念として「公議」

1868（慶應3）12月9日、朝廷は王政復古を決し、14日に諸侯に、16日に全国にこれを布告した。幕藩体制を廃し新しい統治構造を樹立するにあたって新政府が標榜したのは「公議」を重んじる姿勢であった。それは翌1869年3月14日に示された御誓文（いわゆる五箇条の御誓文）で、「広く会議を興し万機公論に決すべし」として第一に掲げられた。ペリー来航以来の混乱のなかで、「公議」によって新しい統治構造を創出することが正当性を持っていた。

もっとも、「公議」の重視は唐突に現れたものではない。日本では古代から合議による意思決定が重んじられてきた⁵。王政復古を決した小御所会議も公家と諸侯による合議であったし、大号令で示された体制も総裁を置きながら議定と参与（いずれも公家、有力諸侯からなる）の会議体によって新しい統治の方向性を決める性質のものであった。彼らが打破すべきとした幕府の意思決定機構でさえ、老中による合議が基本であった。

そうしたなかで敢えて「公論」を主張するのは、第一に意思決定の場を幕府から朝廷へ移すこと、第二に意思決定にあたる人材を身分や地位ではなく実力主義に移行することが目指された。坂本龍馬が現したとされる「新政府綱領八策」には次の記述がある（抜粋）⁶。

第一義 天下有名ノ人材を招致シ顧問ニ供フ

第二義 有材ノ諸侯ヲ撰用シ朝廷ノ官爵ヲ賜イ現今有名無実ノ官ヲ除ク

第五義 上下議政所

⁵ 利光三津夫ほか『満場一致と多数決』日本経済新聞社、1980年、84頁。

⁶ 「忘友帖」（国立国会図書館蔵「石田英吉関係文書」所収）。

有力諸侯を用いること、天下に著名の人材を政府顧問として迎えること、上下二つの議政所を設けるというその趣旨は、幅広い人材登用による新しい統治構造の創出を人物レベルで行いたいとする考えの現れであった。御誓文の原型となった由利公正の「議事之体大意」にも「貢士期限を以て賢才に譲るべし」との条があり、志士たちが統治にあたる人材を入れ替えることで統治のあり方を刷新しようとしていたことが知られる⁷。

彼らの想いは、漸進的に実現していく。政体改革が進むなかで諸侯と公家は意思決定の地位から追われ、徴士制度の施行により有力諸藩を動かしていた中位以下の士族が政府中枢に集められるようになった。彼らは実務に長じ、そのために洋学や実学を学び、新しい統治の創造に資する人材であった。1869（明治2）年7月8日には職員令が公布され天智朝以来の朝廷百官が廃止された。これにより家の格と職が切り離され、人材の入れ替えが一気に進展した。

（2）迷走する「公議」

他方で「公議」の場は迷走した。職員令により二官六省からなる行政機構が整備される一方で、議政を担う上局は廃止され、下局は公議所から集議院に組織改編となった。名称の変更から明らかなように、下局は公議を実践する場から太政官政府の諮問機関へと事実上格下げとなった。公議の理念は国家機構樹立という喫緊の課題を前に大きく後退することとなったのである。

その背景には、公議の理念を掲げた公議所の機能不全があった。藩主の代理として京都、東京にあった公議人には全権は委任されておらず、果敢な意思決定は困難であった。このため、公議所の議論は紛糾せざるを得なかった。こうした状況のなか、1869年に版籍奉還が実現されたことで、政府の側からすれば地方の理解を得ることの緊急性は低下した。公議の理念よりも国家樹立の現実が勝った瞬間である。

しかし、万機公論を掲げた新政府の正当性は揺らぐ。新たに政権の中枢に就いた維新官僚たちが中央集権の統治構造を志向したことで、地方のエリートたちとの確執は決定的となった。廃藩置県、明治6年の政変を経てその対立は顕在化し、不平士族の反乱と自由民権運動として表出した。

⁷ 拙著『近代日本の官僚—維新官僚から学歴エリートへ』中公新書、2013年、第1章。

(3) 「公議」機関としての地方官会議

この状況に苦慮した新政府は、議政軽視を批判して下野した勢力を復帰させるべく、長らく停止していた公議を地方官会議として復活させた⁸。政府から府県に派遣されている地方官を会同させることで、政府の監督下で地方の声を吸い上げ、議政の形式を限定的に出はあるが安定的に実現しようという目論見であった。その思惑とは裏腹に、地方官は任地の実状を強く訴え、地方官会議は公議機関として一定の機能を果たした⁹。

もっとも、地方官会議はのちの地方長官会議と異なり毎年開かれたわけではない。会場も浅草東本願寺別院、宝田町太政官分局など大人数を収容できる施設がその時々に応じて利用された¹⁰。つまり、地方官会議は常設の議会ではなく、議場も持たなかった。明治初期においては、公議の理念は掲げられたものの、その空間は未整備であった。

政府のなかには、閣議と別に左院の後継として元老院が設置された。元老院は政府によって選ばれた議員による公議機関の体裁を採ったが、1876年以降、憲法制定の命を受け、専らその任に専念することとなった。

2. 首都計画と帝国議会の誕生

(1) 立憲政体の模索と官庁建築計画

公議の空間が整備されるのは、立憲政体が樹立される過程のことであった。1882（明治15）年に立憲制度調査に派遣された伊藤博文は、ウィーン大学のシュタインのもとで国家有機体説に基づく統治への理解を深め、翌年帰国する。伊藤の報告を受けて政府は立憲君主制のもと、協賛機関として議会を設置する方針で準備を始めた¹¹。

先行して整備されたのは行政機関である¹²。防衛を前提とする閉ざされた政治空間であった江戸を政治的にも経済的にも開かれたものに変え、象徴性に溢れ、内外に政府の存在を示すため、官庁を集中させる計画が持ち上がった¹³。1875年に政府機能を宮城（西の丸）から本丸へ移して皇室と政治を切り離れたのを手はじめに、1883年には鹿鳴館を建設する

⁸ 飯淵靖久「明治初期の議事機関設立の試み」『レファレンス』47巻8号、1997年。

⁹ 渡辺隆喜『明治国家形成と地方自治』吉川弘文館、2001年。

¹⁰ 衆議院・参議院編『議会制度百年史』別冊、大蔵省印刷局、1990年、11頁。

¹¹ 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』第5章、ミネルヴァ書房、1999年。

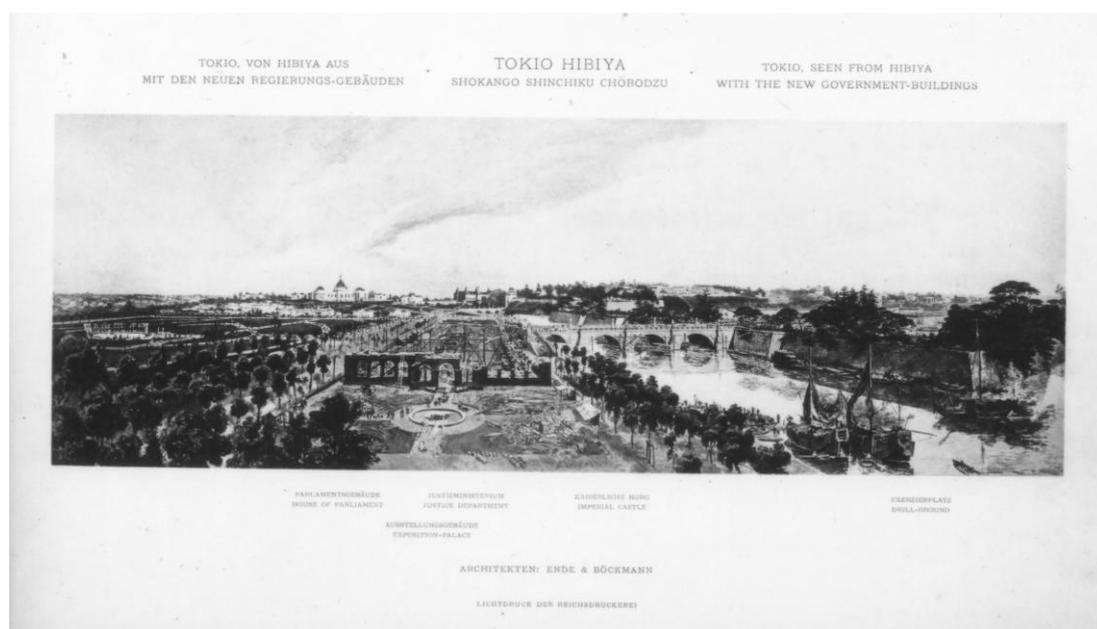
¹² 拙著『政党と官僚の近代』藤原書店、2007年、第1章。

¹³ 藤森照信『明治の東京計画』岩波書店、1982年、279-82頁。

など、条約改正と歩調を合わせて官庁街の整備が進められた。

官庁街は鉄道が開通していた新橋駅の正面、霞ヶ関と日比谷に配されることとなった。地方から東京へ、各国から東京へとやってくる人々に東洋の首都の威容を見せようという計画である。条約改正という背景があれば、その意識はなおさらであった。この計画が井上馨外務卿を中心として進められ、司法省、裁判所といった法令整備にあたる機関を核として立案されたことは、そうした意識の象徴といえるだろう¹⁴。

この初期概念はその後の首都計画にも継承され、のちにこの中核となるエンデ&ベックマンのランドスケープデザインにもこの意識が現れている（【図1】）¹⁵。日比谷から見たこのスケッチは、新橋駅を背に、正面に公園を置き、その奥に諸官衙、左奥に議事堂を配し、右に宮城が鎮座して首都の威容を誇っている。



【図1 東京・日比谷—諸官衙新築眺望図（日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）】

（2）コンドル案からエンデ・ベックマン案へ

井上が計画を託したのは、鹿鳴館などの設計で知られるイギリス人建築家、ジョサイア・コンドルであった。1852年にロンドンに生まれ、ロンドン大学で建築を学んだコンドルは、

¹⁴ 御厨貴『首都計画の政治』山川出版社、1984年。

¹⁵ “TOKIO HIBIYA: SHOKANGO SHINCHIKU CHOKANZU” (“Arkitekten, Ende&Bockmann” 日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収)。

1877年、25歳で来日し、工部大学校に着任した¹⁶。同校には辰野金吾、片山東熊、曾根達蔵ら近代日本の建築界の先駆となる人材が学んでいたが、いずれもコンドルとほぼ同年代の青年であった。

井上とコンドルの首都整備計画に、諸官衙に加えて議事堂が含まれていたことは、世論の歓迎を受けた¹⁷。あるメディアは、議事堂は現在東京に置かれているあらゆる官庁建築よりも大きい、これまでに見たこともないものとなるだろうと期待を寄せた。1881年に起こった国会開設と政党政治導入をめぐる政変の結果として1890年に立憲政体を樹立する詔書が発せられていた¹⁸。議事堂建築の発意は、いよいよ立憲政体の構成要素として民選議会が誕生することを実感させるものであった。

しかし、この計画はなかなか実現しなかった。コンドルの諸官衙建築案は、省庁建築を分散させ、ゴシックやローマン主義を重視したデザインが採っていた¹⁹。井上をはじめ政府要人が望む日本の首都としての威厳を象徴するものとは一線を画するものであった。コンドル案は吊るしの状態となった。コンドルがすでに西洋建築よりも和洋折衷に、国家的建築よりも住宅などの関心を移していたこともその背景にあったという²⁰。

井上は、1885年末に開設された内閣に計画遂行の期待をかけ、内閣臨時建築事務局の設置に成功し、はじめにイギリス、ついでドイツに建築家の招聘を依頼した。井上外務卿の意向を受けた青木周蔵駐独公使、青木と親しく、明治初年以來長きにわたってベルリン工科大学で建築を学んだ松ヶ崎萬長がドイツ政府に働きかけ、同国政府の周旋により、ヘルマン・エンデとヴィルヘルム・ベックマンと彼らの助手たちが来日した²¹。

彼らは1882年に立案されたドイツ帝国議会議事堂（1894年完成）を越えるネオバロック建築による一大官庁建築の青写真を描き、政府は国会議事堂、司法省、裁判所の設計をエンデとベックマンに正式に依頼した²²。これを眺望図のかたちで示したのが図1である。

もっとも彼らは個々の建築を設計することを専門としていたため、都市計画を行う人材

¹⁶ 村松貞次郎『お雇い外国人—建築・土木』鹿島出版会、1976年、24-25頁。

¹⁷ 御厨貴『明治国家をつくる』藤原書店、2007年、422頁。

¹⁸ 前掲、拙著『政党と官僚の近代』第3章。

¹⁹ 藤森照信『国家のデザイン』三省堂、1979年、127頁。

²⁰ 前掲、村松『お雇い外国人』32-6頁。海軍省庁舎はコンドルの手によって設計され、1894年に完成した（大森とく子「国会議事堂と各省庁舎」『ファイナンス』17巻5号、1981年）。

²¹ 岡田義治ほか「建築家 松ヶ崎萬長の初期の経歴と青木周蔵那須別邸」『日本建築学会計画系論文集』514号、1998年。

²² 堀内正昭『明治のお雇い建築家エンデ&ベックマン』井上書房、1989年、186頁。なお、辰野金吾によれば、エンデとベックマンは、ドイツ帝国議会議事堂のコンペでは9等であったという（辰野『国会議事堂の話』『建築雑誌』16号、1888年）。

としてジェームズ・ホープレヒトが招聘され、現存の施設や住居が織りなす光景を活かしながら限定的に、予算の許す限りでの計画に再編が行われている²³。

それでも、この計画は保守派の批判を招いていた。財政の負担がその大きな争点であった。計画は条約改正交渉の失敗、さらには建築用地として予定していた日比谷の地盤問題が判明した。ついには井上が失脚したことで完全に頓挫し、井上失脚後を継いだ山尾庸三臨時建築局総裁のもと、日本側はエンデ、ベックマンとの契約を途中で解約し、計画はさらに縮小のうえ実施されることとなった²⁴。

(3) エンデ・ベックマンの議場設計

前2節で論じてきた官庁建築計画については、建築史の分野から藤森照信氏が、政治史の分野からは御厨貴氏が30年前に詳細な研究を行い、その後も研究の蓄積が進んでいる²⁵。エンデとベックマンについては、堀内正昭氏がドイツでの綿密な資料調査に基づいて充実した議論を展開している。本稿でもここまでこれらの業績に寄って議論を進めてきた。

他方で、建築史からののが都市計画と建造物の外観に関心を置き、政治史が都市計画をめぐる政策過程に関心を置いた結果、議事堂の内部設計については検討が行われてこなかった。近年、堀内正昭氏が初代仮議事堂の実施原図とエンデ・ベックマン案を比較したものが希有な例であるが、この研究も建築学の視点から構造の類似性を論じたものである²⁶。

では、彼らは議場そのものを政治空間としてどのように認識し、設計していたのであろうか。図面からの限定的なアプローチとなるが、検討の意義はあるだろう。

次に掲げる【図2】は、エンデ・ベックマンと助手たちによる「国会議事院」の外観図である²⁷。この他にも彼らによる図面は複数存在しているが、いずれも和洋折衷の外観を意識したものである。彼らを排した山尾臨時建築局による方針が「諸官衙建築には、一切日本式を混用すべからず」としたことは²⁸、コンドルの案を退けたときと同様に来日した建築家たちが感じた美学と、国威を内外に示そうとする政治家たちの意識の齟齬を伺わせ

²³ 前掲、御厨『明治国家をつくる』484-8頁。

²⁴ 前掲、藤森『明治の東京計画』287頁。

²⁵ これらの業績をまとめた宮田章『霞ヶ関歴史散歩』（中公新書、2002年）も公にされている。

²⁶ 堀内「国会仮議事堂の図面の変遷史—わが国の国会仮議事堂に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』604号、2006年。さらに堀内氏は議事堂の内部構造についても当時の絵画から検討を行っている（同「初代国会仮議事堂の小屋組について」『日本建築学会計画系論文集』607号、2006年。

²⁷ “KOKUKUWAI GIJIIN SHOMENZU” (“Arkitekten, Ende&Bockmann(11/15)” 日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）。

²⁸ 前掲『議会制度百年史』別冊、238頁。

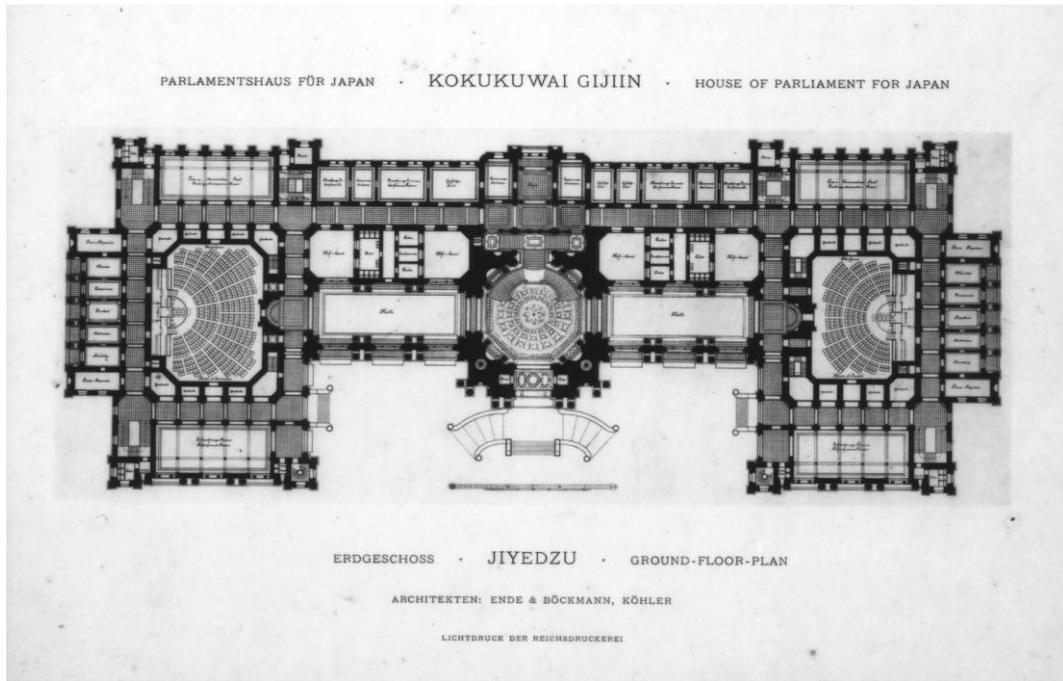
る。



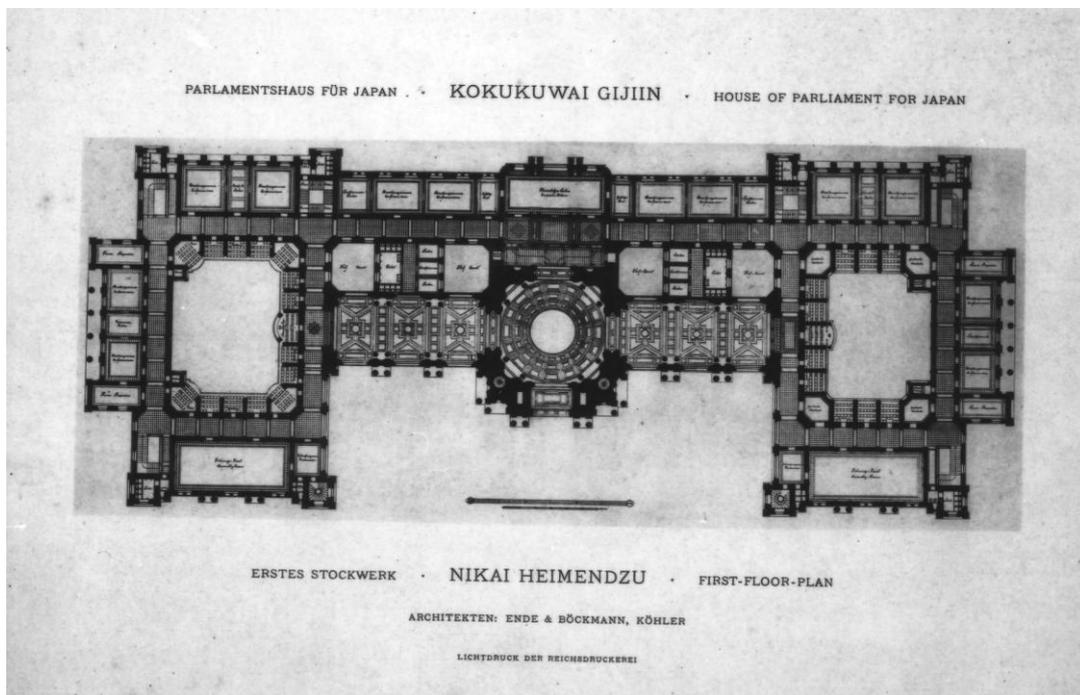
【図2 国会議事院正面図（日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）】

検討したいのは、この議事院の内部がどのように設計されていたかである。【図3】【図4】はそれぞれこの議事院の1階、2階部分の図面である²⁹。

²⁹ “KOKUKUWAI GIJIN JIYEDZU” (“Arkitekten, Ende&Bockmann(12/15)” 日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収)。“KOKUKUWAI GIJIN NIKAI HEIMENZU” (同(13/15))”。



【図3 国会議事院地面図（日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）】



【図4 国会議事院二階平面図（日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）】

エンデ、ベックマンとともにベルリンの事務所にあったドイツ人技師パウル・ケーラーが図面を引いている³⁰。正面車寄せから入ると吹き抜けのホールがあり、左手に下院、右手に上院が配置されている。

ホールを抜けて議場に入ると突き当たり正面の一団高い部分に議長席が置かれ、その左右に大臣・政府委員席が並ぶ。いわゆるドイツ型の配置とみてよい。ベルリンで作成されたこの図面が、目下建設の途上にあったドイツ帝国議会議事堂の類型を引いたものであることは想像に難くない。

扇形に議席が配置された本会議場に対して、会議室は、議席の配置は不明であるがいずれも長方形であるところは現在の議事堂の委員会室と同様である。差異を見出すとすれば、上下両院に天皇の玉座が置かれていることであろう。

この構造は、規模をやや小さくしたものの、エンデとベックマンとの契約を解除したのちの仮議事堂にも継承されている³¹。現在の議事堂の原型とってよいだろう。

(4) コンドルの議場設計

一方、これらの図面を収める「妻木文庫」（日本建築学会図書館蔵）には、コンドルの手による議事堂図面が残されている（右下にコンドルのサインを確認できる）。この図面は、エンデとベックマンによるものとはまったく異なる様式をもって引かれている。【図5】が1階平面図³²、【図6】が2階平面図である³³。同図書館の整理名称ではそれぞれ「上院平面図」「下院平面図」となっているが³⁴、内容からして1階平面図、2階平面図であることは明らかである。

³⁰ 前掲、堀内「国会仮議事堂の図面の変遷史」。

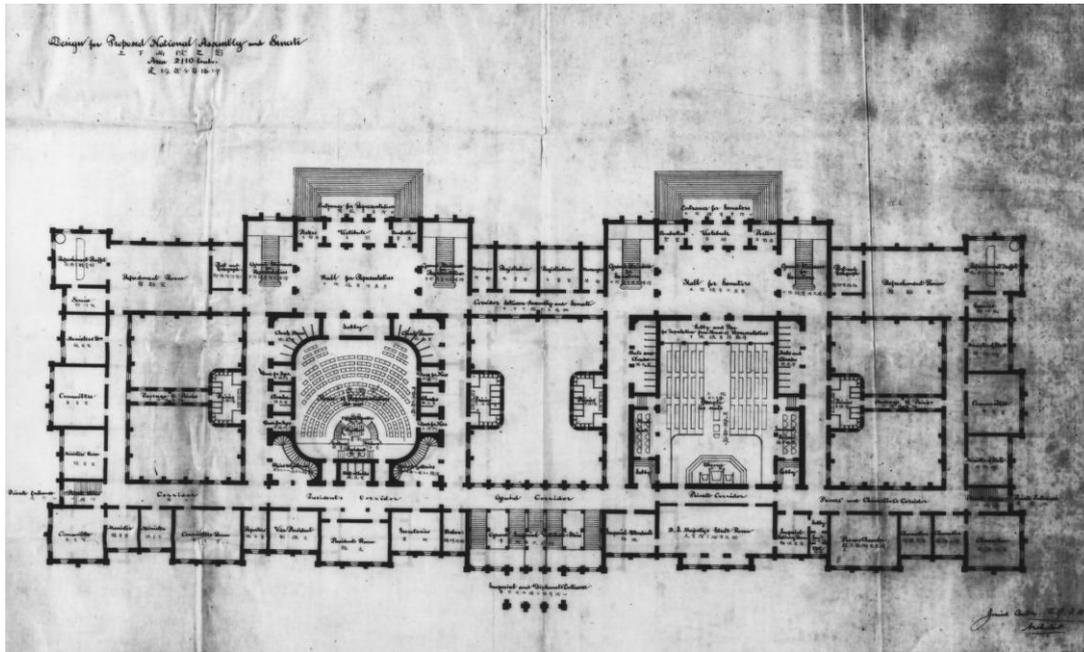
³¹ 同上。

³² “Design for Proposed National Assembly and Senate 上下両院之図”（ジョサイア・コンドル「上院平面図」日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）。

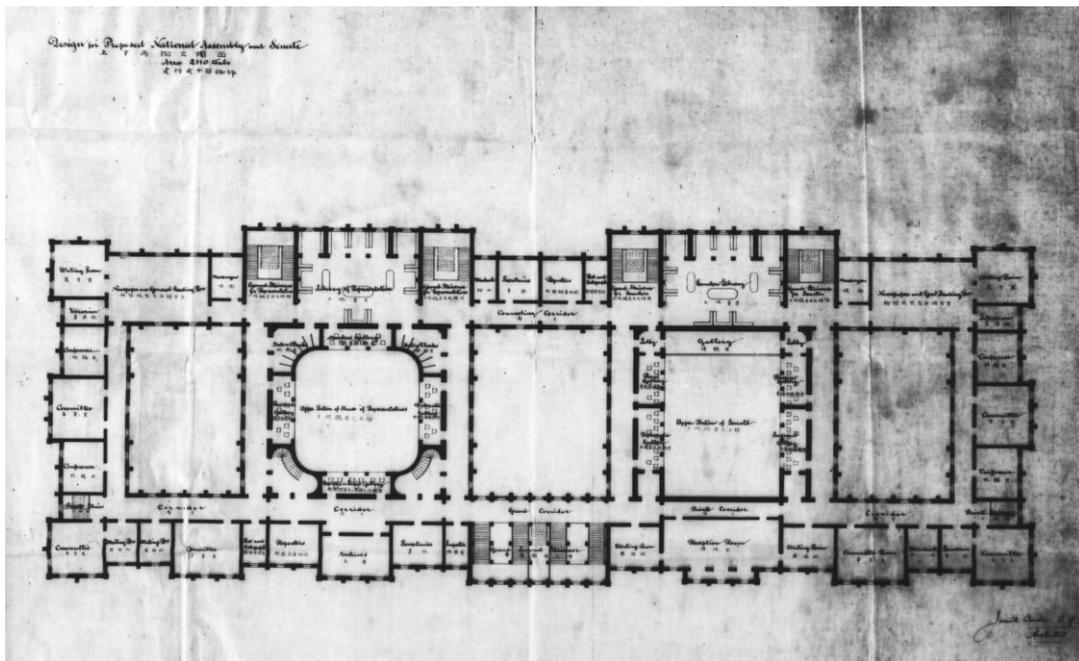
³³ “Design for Proposed National Assembly and Senate 上下両院之図面”（ジョサイア・コンドル「下院平面図」日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）。

³⁴ 日本建築学会図書館デジタルアーカイブ「妻木文庫」

<http://news-sv.aij.or.jp/dal/bunko/tsumaki.html> 最終閲覧日 2013年5月7日。



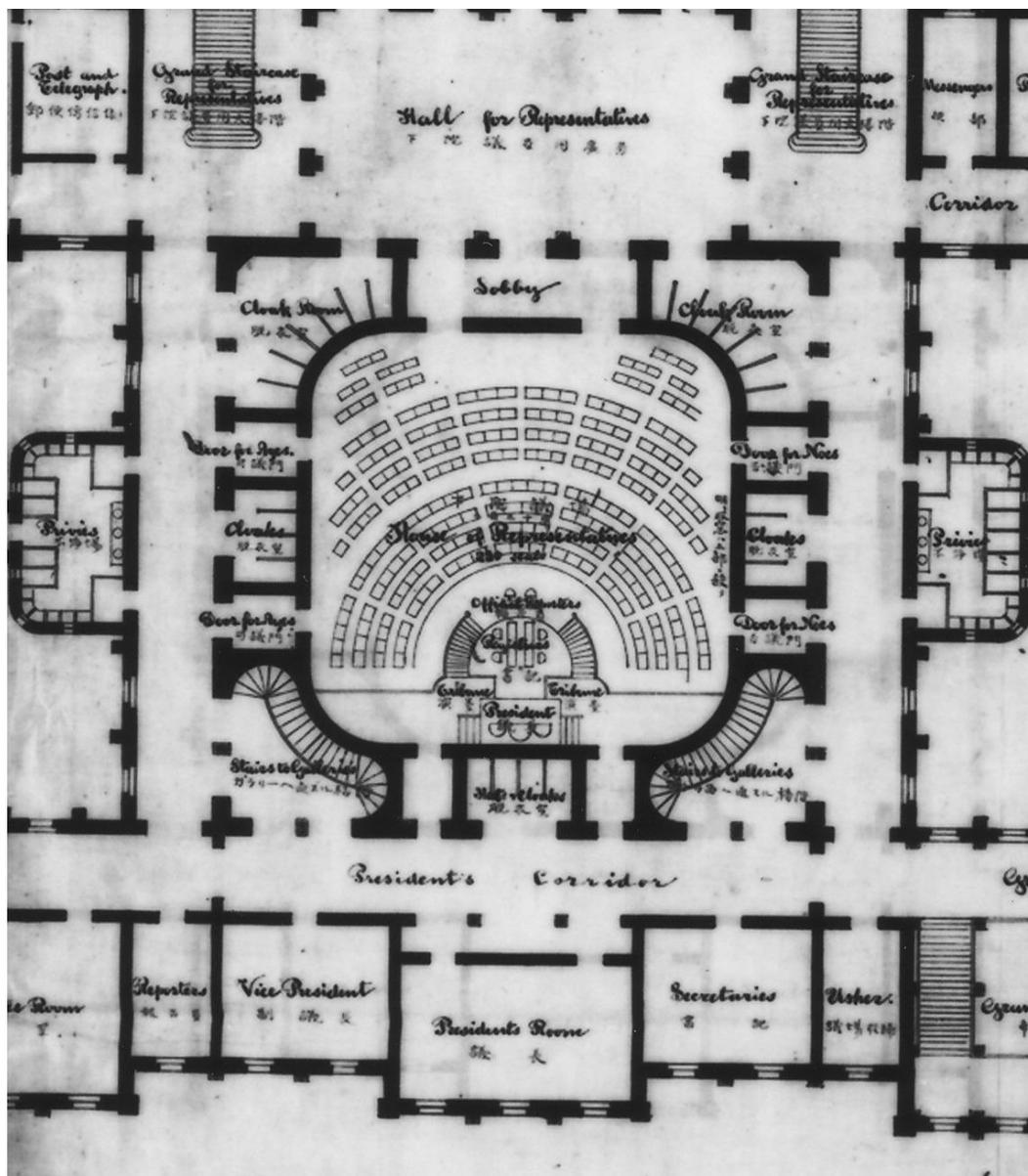
【図5 上下両院之図（日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）】



【図6 上下両院之図面（日本建築学会図書館蔵「妻木文庫」所収）】

入口を入ると、エンデ・ベックマン案のような大階段はなく、上院と下院は完全に区切られている。エンデ・ベックマン案では正面階段を上った先に天皇の控室が置かれ、上

下両院に玉座が配されていたが、コンドル案では玉座は上院のみに置かれ、天皇の控室も上院玉座の背後にのみある。コンドルは上下両院の役割をまったく異なるものとして見ていたことがわかる。



【図7 コンドル案 下院部分拡大】

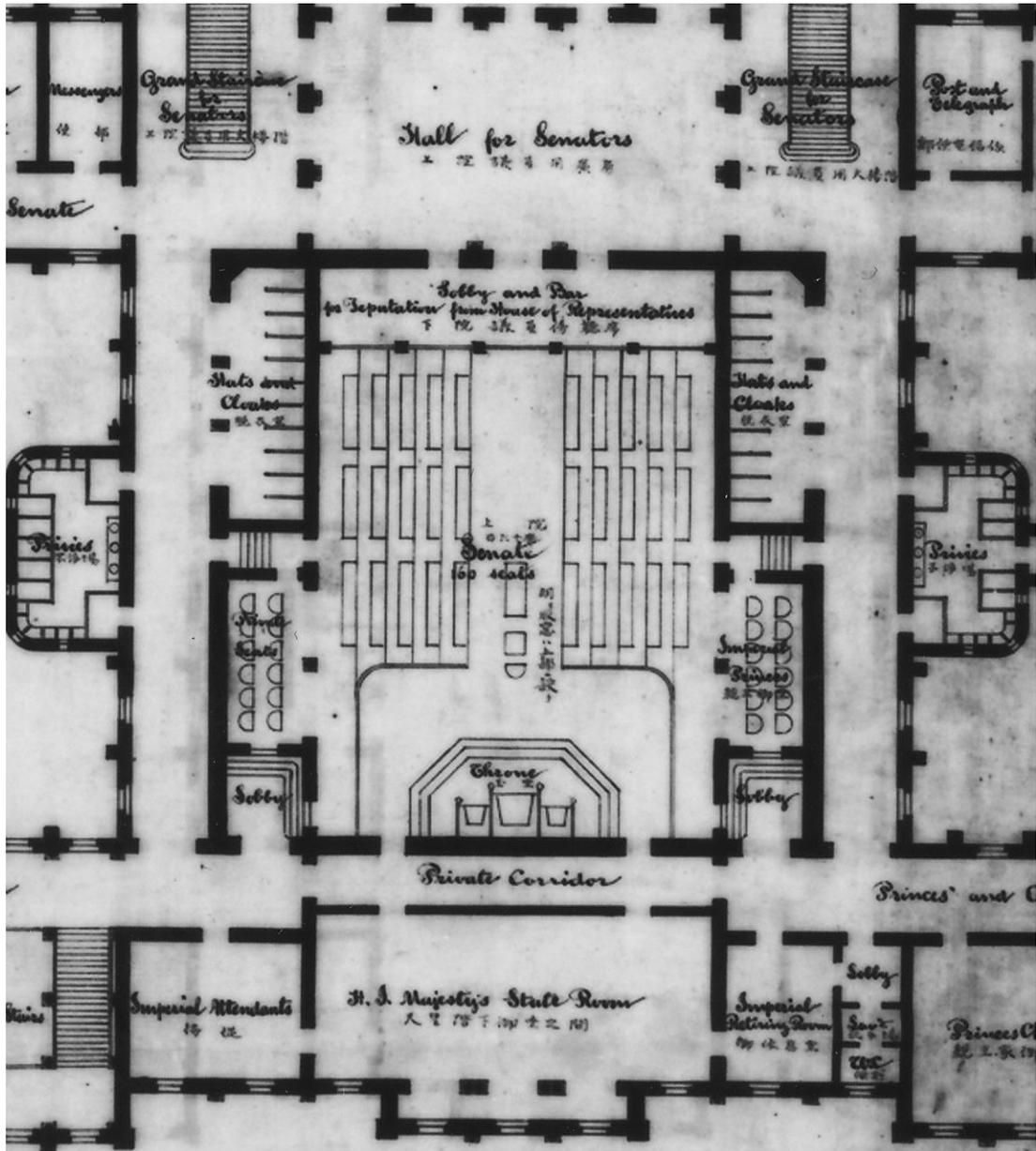
より詳細に検討するために、上下両院をそれぞれ検討しよう。【図7】は【図6】の全体図のうち、左側にある下院議場周辺を拡大したものである。議事堂の正面入口は【図6】の下側中央にあるが、ここは「帝室並各国公使昇降口」であり、議員たちは所属議院の図

面上側にある議院昇降口から入る設計が為されている。

昇降口を上がるとホール、ロビーがあり、その先が議場となる。当時の予定地から考えると議長が西を向き、議員が東を向く格好である。三段高くなった議長席の左右に二段目の高さで演台があり、一段高い書記席の下に報告員席が議席と同じ高さで置かれている。フランス型の配置とみてよいだろう。

議席数は 228 議席あるが図面には「二百二十席」とある。8 席分は予備だろうか。エンデ・ベックマン案では実に 445 議席あるから、想定している議員の数も大幅に異なることになる。議場を四角く取り囲む回廊部分には、議長室、副議長室、食堂、ホールのほか Committee Room（委員室と記入）、Ministers Room（議員室とある）があり、2 階には委員会室、新聞記者詰所のほか、Conference（協議室）、新聞縦覧室、図書館が置かれている。

気になるのは政府委員の位置である。壇上に大臣・政府委員席を配するドイツ型と異なり、この下院図面にはそれに該当するものがない。下院議場が位置する議事堂左翼全体にも政府関係の部屋は用意されておらず、議員関係の部屋で占められている。このことは議事の進行、とりわけ上院との関係から考察する必要があるだろう。



【図8】コンドル案 上院部分拡大

【図8】は【図6】の全体図右側にある上院議場周辺を拡大したものである。上院の議場は議事堂右翼に置かれ、下院と同様に図面上側の議院昇降口から入る。正面にホール、ロビーが配されているが、ロビーは下院議員の傍聴席を兼ねており、議場との間には仕切りがあり、ここから直接議席に就くことはできない。上院議員たちは両翼にある入口から入ることとなる。つまり、入場時に与党側（おそらく図面右側）、野党側（おそらく左側）に分かれて入るように作られている。イギリス型を強く意識した設計と言えるだろう。

左右の議席は60席と書かれている。ほぼ同じ広さの下院が228名であるから、ゆったりとした作りである。政府・与党側30名、野党側30名ということだろうか。

政府・与党側と野党側のあいだに置かれたのは書記席と見られる長机と玉座である。議長席は見られず、議事堂右翼にも議長室は置かれていない。

玉座には、裏手の「天皇陛下御坐之間」から専用回廊(Private Corridor)を通って着座するかたちになっている。天皇は正面玄関を入り、専用回廊から御坐之間に入る。専用回廊の左右の扉は天皇が入室すれば閉ざされたであろう。そうすると、正面玄関側からは、御坐之間左に置かれた侍従を介さなければ御坐之間にいたることはできない。

他方、御坐之間右手には御休息室から廊下に抜けられるようになっている。議事堂右手にあたるこの部分には、総理大臣室(3部屋)、国務卿室(Minister of State、閣外相)の部屋が並ぶ。閣僚側からは御坐之間へのアクセスが可能な作りになっている。なお、国務大臣と訳された「Secreraty of State」の表記は図面中に見出すことができない。

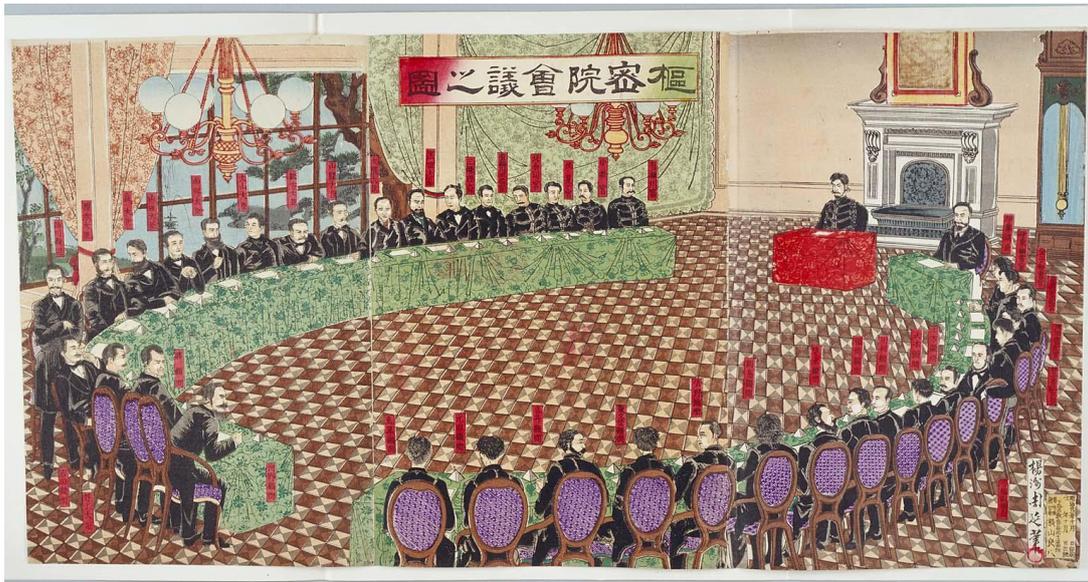
興味を惹くのは、討論機能を意識したイギリス型の議場設計を上院に設定していることであろう。イギリスでは庶民院に期待される役割である³⁵。

上院はイギリス型、下院はフランス型という議場の設計、天皇・大臣室を右側に、議長・議員室を左側に配した議事堂の内部設計から、予定されていた議事の進行を考えると、上院から下院という流れが見えてくる。政府・与党と野党の議論によって、場合には天皇が臨御して行われた結論が下院に回付され、下院では閣僚は出席せず、報告員がこれを伝えるかたちが想定されていると見られる。

報告員は、同時期に憲法とその附属法令を審議していた枢密院の議事運営でも見出すことができる³⁶。そこでは起草にあたった井上毅、伊東巳代治らがそれぞれ枢密院書記官長、書記官の身分で報告員を務めている。彼らは提出された原案について報告員と説明を行うと同時に、顧問官の質問には「番外」として答えている。質問に答える部分は報告員の職責外と考えられていたことがわかる。

³⁵ 梅川正美『イギリス政治の構造』成文堂、1998年、149頁。

³⁶ 「議院法」『枢密院会議議事録』二、東京大学出版会、1984年。



【図9 錦絵 枢密院會議之図 楊洲周延画 明治21年10月】

枢密院の議場も興味を惹く。【図9】は同時期の枢密院會議を描いた想像画である³⁷。枢密院の議場は、現在も明治記念館金鶏の間として残されている。188平方メートルの広間に天皇を要として弧を描くように顧問官が並ぶ。天皇の左隣には伊藤博文議長があり、その左には書記官が並んでいる。この並びは大正期の資料でも確認することができ³⁸、終戦後の最後の枢密院會議ではコの字型になっていたことが知られる³⁹。

以上、コンドルの手による議場の設計について図面を中心に検討してきた。これまで、コンドルによる議事堂・官庁計画は、威厳や権威性を求めた井上ら明治政府側の要望に対し、コンドルの描いた計画が熱心ではなく、陰影のある中世風やロマンチックな東洋趣味をくわえたことのものであったことにより見切りをつけられたと考えられてきた⁴⁰。

本稿はそうした「外観」の差異によるという見方を排するものではない。しかし、この議場の構造が明治政府の政治家たちにどう映ったかに思いを寄せたとき、すでに進みつつあった明治憲法体制の政府—議会関係とは大きな距離があることに気がつく。バジヨット

³⁷ 「錦絵 枢密院會議之図 楊洲周延画」国立国会図書館憲政資料室蔵「憲政資料室収集文書」133 (http://www.ndl.go.jp/modern/img_1/S008/S008-0011.html)。最終閲覧日2013年5月15日。

³⁸ 「大正3年3月11日 議案参考資料返却ノ議」(京都府立総合資料館蔵「白倉家文書」所収。同文書は明治・大正期に枢密顧問官を務めた北垣国道のもの)。

³⁹ 諸橋襄『明治憲法と枢密院制』芦書房、1964年。諸橋は最後の枢密院書記官長。

⁴⁰ たとえば、前掲、藤森『明治の東京計画』266頁。

によれば、「議院相覚醒は国民を教育する」機関であるからだ⁴¹。

そうした国制と政体に関する考え方の相違は、彼らにコンドル案を拒絶させる大きな要因となったように思えてならない。この点は、元老院、枢密院での憲法審議を踏まえながら、さらに考察を深めていきたい。

3. 仮議事堂から本議事堂へ

(1) ふたつの仮議事堂の建築

1890（明治23）年と定められた帝国議会の開会が迫るなか、政府は厳しい財政状況のなかで早急に議事堂を建設する必要に迫られていた。1888年2月に臨時建築局総裁就任した山尾は、前職こそ法制局長官であったが、幕末から明治初期にかけて英国に学び、工部官僚として治績を上げ、工部卿まで務めた技術官僚であった⁴²。同年12月、エンデ、ベックマンとの契約を解消し、すでに着工している司法省と裁判所の建築は継続するものの、議事堂については設計までの依頼にとどめることとされ、その着工はエンデらとの契約が満期解約となったのちに進めることが決められた。

しかし、エンデらとの契約は1891年4月までであるから⁴³、満期解約を待っているのは帝国議会開会に間に合わない。このため、仮議事堂の建築が進められることとなった。1888年6

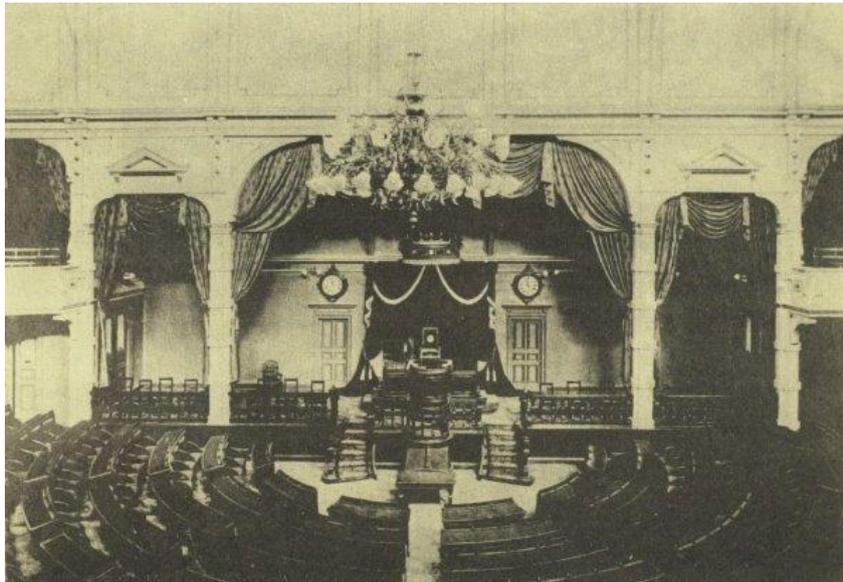
月、仮議事堂は着工し、23年11月24日、議会開会直前になんとか竣工した。



⁴¹ バジヨット（小松春雄訳）『イギリス憲政論』中央公論新社、2011年、23頁。

⁴² 柏原宏紀『工部省の研究』慶應義塾大学出版会、2009年、34頁。

⁴³ 前掲、藤森『明治の東京計画』287頁。



【図 10 第 1 回仮議事堂全景と第 1 回仮議事堂貴族院議場】

もつとも、仮議事堂の設計はエンデ事務所との契約の関係から同所員のアドルフ・ステヒミューラーと日本側技師の吉井茂則によって行われた。【図 10】はその全景と貴族院議場であるが⁴⁴、日本建築学会図書館妻木文庫に残る「帝国仮議事堂 設計図（明治 20 年複製）」と比べると⁴⁵、入母屋に代表されるような和風の意匠がそぎ落とされ、シンプルなものとなっている。竣工が急がれたことを伺わせる。

しかし、翌 1891 年 1 月 20 日、第一回帝国議会のさなかに漏電のため議事堂は全焼した。木造の仮議事堂であったことがその一因であった。貴族院は帝国ホテルに、衆議院は旧工部大学校にひとまず移転したが、早急に仮議事堂を再建しなければならなかった⁴⁶。

同年 4 月に着工された第二次仮議事堂の設計には、吉井とエンデ事務所にくわえコンドルのもとで学んだ妻木頼黄が参加した。第二仮議事堂も木造で造られたため、火災対策として、玄関の増設、防火壁の設置などの配慮が採られ、議場の音響効果改善が留意された⁴⁷。

⁴⁴ 「第 1 回仮議事堂全景と第 1 回仮議事堂貴族院議場」（「仮議事堂～現在の議事堂が建てられるまで」

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/70/70-1.html>）最終閲覧日 2013 年 5 月 15 日。

⁴⁵ 「帝国仮議事堂 設計図（明治 20 年複製）」（日本建築学会図書館デジタルアーカイブス「妻木文庫（図面関係）」（http://news-sv.aij.or.jp/dal/bunko/tsumazu_052.html）最終閲覧日 2013 年 5 月 15 日。

⁴⁶ 前掲、衆議院・参議院編『議会制度百年史』別冊、18 頁。

⁴⁷ 同上、239 頁。



【図 11-2 第 2 回仮議事堂全景と第 2 回仮議事堂衆議院議場】

突貫工事ではあったが、新議事堂は威容を誇り、公開参観には3日で10万人が訪れるほどとなった。こののち、関東大震災後の改修工事の失火から焼失するまで34年間、藩閥政治から政党政治へと変化する国政は、この議事堂が舞台となった。

(3) 議院制度調査と議場への着目

議場の建設とともに政府が意を用いたのは、運用、運営であった。外形としての議場ができあがっても、そのなかでどのように議事を進行するのか。こうした運用の知は文献から学ぶことは難しい。

このことに早くから気づいていたのは、憲法起草者の一人である金子堅太郎であった。金子は、「議院内部の諸規則等に至っては、あるいはこれを諸書に散見するも、到底議院政治の現場につき、親しくその運用如何を目撃するにあらざれば、これを制定すること能はずと思惟」し、臨時帝国議会事務局を設置し、諸規則の調査と起草にあたることとした⁴⁸。調査にあたっては、上下両院の書記官とすることを予定して、中橋徳五郎農商務省書記官、太田峰三郎法制局参事官試補、同齋藤浩躬、帝国大学大学院生の木内重四郎が任じられた。この5名が調査団として欧米にわたることとなった。1889年7月から翌年6月までのことである。

金子たちは、各国を訪問するなかで議場についても種々聴取を行っている。なかでも伊藤の師であり明治憲法を熟知するシュタインからは「議案の説明員は円台にて演説し、その他は自席より演説することに定むること便宜ならん」と具体的なアドバイスを受けた⁴⁹。イタリアでは議院建築が公募懸賞方式を採っていることを知ってこれを縦覧し、「大いに得る所ありたり」と記している⁵⁰。

そのなかで彼らが理解したのは、欧米においてもまだ議会の歴史は浅く、運用については手探りの部分が多いことであった。とりわけ、議事堂のあり方に注目した金子は特に「議院建築意見」と題する一書をまとめている⁵¹。金子は次のように各国の議院の状況を評する。

当時議院ト称スル建物モナケレハ、新ニ議院ヲ建築スルノ暇モナク、只タ視当り、手当り次第、広大ナル建物アアレハ直ニ議院ノ用ニ供シタリ。(中略) 欧州各国ノ議院ハ、最初ヨリ議場トシテ設計建築シタルモノニアラス。(中略) 然ツニー一八四八年以来、欧州大陸ノ人民ハ、漸次立憲政治ノ経験ヲ経、今日ニ至テハ最早昔日ノ議院ヲ以テ満足セス、

⁴⁸ 金子堅太郎『欧米議院制度取調巡回記』信山社出版、2001年、3-4頁。

⁴⁹ 同上、49頁。

⁵⁰ 同上、55頁。

⁵¹ 金子堅太郎『議院建築意見』印刷局、1891年。

其不備不完全ナル点ヲ摘挙シ、新聞紙又ハ演説ヲ以テ、之ヲ論究スルニ至リ、議院建築ノ問題ハ、目下欧州各国ニ於テ、技術家憲法学者ノ研究スル所トナリタリ。⁵²

彼らが巡回した国のなかで特筆すべき議院を有するのは、いまだアメリカ、オーストリア、そしてカナダの3国だけだったという。イギリスは宮殿を用いたものであったし、上述したとおり、ドイツはまだ建築中であり、王室の陶器製造所をもって代用していた。

この三国に加えて、金子はイギリスの議院建築に着目して筆を進めている。後日、国家学会で行った演説では、将来本議事堂が出来るときにはイギリスの建築法によることを希望すると明言するほど、その仕様を評価している⁵³。

彼が特筆したのは歴史的表象が議院建築のなかにちりばめられていることであった。イギリスでは、テムズ川に沿った壁面に歴代帝王の肖像が並び、開院式が開かれるヴィクトリアギャラリーにはウェリントンやネルソンといった英雄を称える絵画が、上院にはマグナ・カルタに署名させた18人の貴族の肖像画、下院には代議士を選出した市区の定紋が、そして大廊下セント・スチーブンス・ホールにはチャタムやピットをはじめとする名政治家たちの彫像が並ぶ。金子はいう。

貴族院議員カ、貴族院ニ列シテ国事ヲ論議スルニ当リ、仰キテハ歴代ノ帝王ヲ見、俯テハ祖先ノ功績ヲ思ヒ、日夜国家ノ為ニ、誠忠ヲ致スノ念慮ヲ発起セシメ、(中略) 下院代議士ハ、其議席ニ着キ、議場ノ左右ニアル窓ニ映出シタル選出地ノ定紋ヲ見テ、心竊(ひそか)ニ之ヲ毀損汚辱セサルコトヲ誓ヒ、益々聲譽ヲ發揮セシムルコトヲ期スルニ至ル、是レ蓋シ外部ノ建築ヲ以テ、内部ノ脳髓ヲ刺激シ、高尚ナル志想ヲ発揚セシムルノ意ナランカ、英国議院ノ裝飾ハ、一片タリトモ苟(いやしく)モシタルニアラス、皆上下両院ノ議員ヲシテ、コッカニ忠愛ナラシムルノ精神ニ出テサルハナシ。⁵⁴

歴史的な絵画が並ぶことによる議員心理への好影響を読んだ金子は、アメリカ、オーストリアの議会にも同様のことを見出した。もっとも、これは金子がこの歴訪の際にハーバ

⁵² 同上、2-3頁。

⁵³ 金子堅太郎「議院建築意見」『国家学会雑誌』50号、1891年。

⁵⁴ 同上、14-15頁。

ート・スペンサーをはじめとする列国の要人、知識人たちから日本の歴史を重視すること、それを欧米にも翻訳して知らしめることを何度も説かれたことが影響している部分もあるが、国家のあり方を模索する彼らには大きな刺激を与えたことは想像に難くない。立憲政治に、憲法に歴史的な裏付けを与えることが目的であった⁵⁵。

金子が具体的に挙げたのは、歴代天皇の事績や賢相名将の功績、たとえば蒙古襲来、朝鮮征伐、後醍醐天皇、楠正成らの絵画に加えて、明治維新以降の立憲政治のあゆみを掲げるといふものであった。加えて、談話室、議長官舎などに歴代議長の画像を掲げることも提案している⁵⁶。

もっとも、現在の日本の議事堂には、委員会室に議長の肖像画が掲げられているものの、国家の歴史を伝えるもの、選出地を思い起こさせるものは存在していない。中央階段に伊藤博文、大隈重信、板垣退助の銅像があるが、これ現議事堂が建設したあと、1938年に明治憲法制定50周年記念事業の一環で建造されたものである。

他方、金子はアメリカ、オーストリアの議事堂からは、その不備も見出している。アメリカの議場は傍聴縦覧が自由なため、人々が勝手気ままに出入りし、振る舞い、飲食や販売も行われるなど秩序に欠けることを難じている⁵⁷。オーストリアの議場は、やや古いため、音響に問題あり、演説者と議員の位置関係が「殆ント本邦ノ辻講釈ヲ聞ク人民ノ有様」となっており、音声は議場全体に達しない可能性を指摘している。

金子はこの音響の問題に絡めて、演説のあり方について言及している。「今日ノ形況ニ依レハ、音聲ノ中心（「フオカス、ヲフ、ヴライス」）ヲ定ムルヲ以テ、議院建築ノ第一ストスルカ如シ」と見た金子は⁵⁸、シュタインから勧められた自席演説の是非を検討している⁵⁹。第一に速記が取れない。マイクのない時代である。ましてや不規則発言が行われては、速記者が何人いたとしても聞き取りきれず、まとめきれない。帝国議会は冒頭から定まった形で記録を取り続けた珍しい例として知られるが、金子たち議会官僚はいかにして記録を残すかをきわめて重視していた。

第二に不規則発言である。金子は微温的に「細末ノ事件ト雖モ、或ハ漫リニ言論ヲ弄ヒ、

⁵⁵ 瀧井一博「金子堅太郎の議事堂建築意見」『本』36巻2号、2011年

⁵⁶ 前掲、金子「議院建築意見」45-46頁。

⁵⁷ 同上、18頁。

⁵⁸ 同上、22頁。

⁵⁹ イギリス議会は自席からの発言を許している（前田英昭「イギリス下院の議場構造と討論様式」『レファレンス』16巻10号、1964年。

演説者数ヲ増加スルコト必然ナリ」としているが⁶⁰、議事が混乱すること、議論が散漫になることへの警戒は、自由民権運動における政府との対立、混乱を肌で知りながら、なんとかして整然とした議事運営を望む彼らにとって、大きな脅威であった。

このため金子は提案を行う。第一に演壇を設けること、第二に音声の反響を防止すること、第三に速記者は演壇の下に配置すること、最後に演説は演壇上に限り、「従テ演説者ノ員数ヲ減少シ、且ツ無益ノ言論ヲ弄テ、時間ヲ浪費スルコトナシ」の4つである。

玉座の位置については、開院式がどこで挙行されるかと合わせて各国の比較を行っている。そもそも、議員に国政を諮問することから始まったイギリス議会など、院内に玉座を持つ国は少ないこと、イギリスに倣って開院式を行おうとしたイタリアでは、上院は狭く、下院で行うこととなったため、臨時に議長席をもって玉座としたことなどを挙げて、イギリスに例をとるほかないとして上院の議長席より高い位置に玉座を配すること、皇太子、皇后の席は玉座の左右に設けることを提案している。大臣席については、各国の例を挙げるにとどまっている。

各国でもいまだ定まった議事堂、議場のあり方がない以上、本格的な議事堂の建築に着手するにはもう少し時間をかけるべきだというのが金子の見方であった。そのためには仮議事堂で議会の経験を積みながら各国の議事堂建築とその運用をさらに研究した上で、イタリアで行われていたように国内外から絵図面を懸賞で募集して本議事堂の建築にあたるというのが金子の主張であった⁶¹。

(4) 本議事堂の建設に向けて

第二仮議事堂が思いのほか好評であったことや、日清・日露戦争による戦費負担が国庫を圧迫していたことから、本議事堂の建設は遅々として進まなかった。1897（明治30）年には内務省内に議院建築計画調査委員会が設置された。同委員会は、本議事堂は不燃性の材料で建築すること、仮議事堂は修繕を加えればあと15～20年は維持できるからこの間に本議事堂を竣工されることとし、16ヶ年の継続事業として提案した。

これに対して議会は1899年に議院建築調査会の設置を衆議院から発議し、満場一致でこ

⁶⁰ 同上、23頁。

⁶¹ 同上、48-50頁。イタリアで金子は実に49件の及ぶ議事堂の懸賞絵図を実見し、日本の文化を広める観点からもコンペ方式に強い共鳴を覚えている。

れを認めさせた。しかし、これには同案が掲げた 1900、01 年の継続費を政府が認めず⁶²、米・クラム事務所からの売り込みもあったが実現には至らなかった⁶³。調査会では日清戦争の賠償金の一部を建築費用に宛て、1500 万円の 15 年継続というプランを立てていたが、戦後経営の問題から減税を唱える議会が、このような大規模な支出を自らの殿堂にかけるわけにはいかなくなったのである⁶⁴。

1906 年 3 月、立憲政友会を与党とする第一次西園寺公望内閣のもとで議事堂建築に関する建議案が再び可決されたが⁶⁵、実現には至らなかった。日露戦後経営の厳しい状況のなか、仮議事堂で問題なく議事が行われているなか、立法府が予算を消化することとなる議院建築はやはりあとまわしとなったのである。しかし、議員定数が増加した結果、議場、議事堂ともかなり手狭になっているのは周知のことであった。第二次大隈内閣が前内閣の行政整理による剰余金を議事堂建築に充てようとしたことがあったが、これも第一次世界大戦への参戦で消えた。本議事堂建築が急務であることは自明であった。

ようやく建築に向けた動きが本格化するのは、1917（大正 6）年のことである。寺内正毅内閣が設置したいくつかの政府・議会を横断する調査会のひとつとして議院建築調査会が設置され、翌 1918 年 6 月には臨時議院建築局が発足した⁶⁶。

ここからの過程には金子が四半世紀前に行った提言が活かされてくる。意匠設計は公募によって行われた。募集に際しては、本館 3 層、建坪 3600 坪内外、東方を正面、国産の部材を用いること、左が貴族院、右が衆議院とし、「議院トシテ相当ノ偉容ヲ保タシムルコトヲ要ス」こととし、内部については参考として間取略図が示された⁶⁷。議場内の配置などは、基本的に第二仮議事堂を踏襲したドイツ型であった。公募の結果、一等となった宮内庁技師、渡辺福三の案をもとに設計が行われた。

金子の提案を反映して議事堂に関する研究は進んでいた。それは議会建築の実質的な責任者であった大蔵省営繕管財局の大熊喜邦（調査課長兼工務課長）を著者とする『世界之

⁶² 林修三「帝国議会議事堂の話」『財政』1 巻 1 号、1936 年。

⁶³ 横手義洋「建築家ラルフ・アダムス・クラムの日本建築プロジェクトに関する研究」(http://today-yale.jp/training-future-scholars/participants/-2010---2011/cat117/post_15_jp.html)。最終閲覧日 2013 年 5 月 15 日。

⁶⁴ 寺田栄「議事堂建築の経路」『建築世界』11 巻 10 号、1917 年。寺田は執筆時、衆議院書記官長であり、議事堂建築コンペの審査員も務めていた（長谷川堯『日本の建築 明治大正昭和 4 議事堂への系譜』三省堂、1981 年）。

⁶⁵ 「第六類第三十一号 帝国議会議事堂ニ関スル建議案委員会会議録第一回」1906 年 3 月 26 日。

⁶⁶ 前掲『議会制度百年史』別冊、240-1 頁。

⁶⁷ 参議院ホームページ「まぼろしの議事堂」(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/70/70-2.html>)。最終閲覧日 2013 年 5 月 15 日。

議事堂』に結集されている⁶⁸。臨時議院建築局が発足した 1918 年に刊行された同書には、議事堂の性質、敷地、規模、諸室、議場、傍聴席、通路、議席、諸席、音響、構造、意匠、装飾、暖房、換気などについて、各国の実例と図面を参照しながら丹念な議論が行われている。大熊は設計から本議事堂にかかわり、工務部長として竣工を迎えている。

同年、立憲政友会の原敬総裁を首班とする「初の本格的政党内閣」が誕生すると、本議事堂建築への勢いは加速する。翌 1919 年 10 月にはデザイン公募の当選作が決定し、1920 年 1 月 30 日には永田町の現在地で地鎮祭が挙行された。そののち、関東大震災の被害を受けながら、1927（昭和 2）年 4 月には憲政会の第一次若槻礼次郎内閣のもとで上棟式が行われた。1936 年 11 月 7 日、広田弘毅内閣のもとで竣工し、現在に至っている。

新議事堂が以前の仮議事堂と大きく異なったのは、玉座こそ従来通り貴族院にしかなかったものが、衆議院にも議長席の上に御座所が設けられたことである⁶⁹。議場の座席は 1910 年以來の慣例により、会派別に指定された⁷⁰。

4. 小括と今後の課題

以上、帝国議会発足時を中心に、日本における議事堂建築について検討を重ねてきた。なかでもコンドル案がイギリス型の上院とフランス型の下院という構造を示していたことは、その後の日本政治の変遷と照らしあわせてみた際に興味深い。なぜなら、議場は議論のあり方を大きく規定するものだからである。

日本はプロイセン流の憲法を制定しながら、内閣制度や議会制度についてはイギリスに多くを習った。議院内閣制を規定することはなかったが、それを法律の上でも運用の上でも否定することはなかった。その結果として政党政治が現出した。

すでに見てきたように、ドイツ型の議場が採用されたのは、外形的威容という部分を除けば必然ではなかった。それは欧米の議会を調査した金子らが、議会の運用はもちろん、議場についてはまだ定まった有効な形式がないと喝破したことからも明らかである。

もし、そこでイギリス型の上院議場が、フランス型の下院議場が採用されていたら、近代日本の議会は、議会政治はどのようなものとなっただろうか。この点について、尾崎行

⁶⁸ 大熊喜邦『世界之議事堂』洪洋社、1918 年。それに先だち 1910 年には同臨時建築部の矢橋賢吉、福原俊丸、武田五一技師が欧米で調査を行い、成果を同部編刊「各国議院建築調査復命書」にまとめている。

⁶⁹ 大熊喜邦「帝国議会議事堂の建築を語る（承前）」『土木建築工事画報』12 卷 12 号、1936 年。

⁷⁰ 第 26 議会（1910 年）までは抽選であった。

雄が次のような興味深い所感を残している。

「議場を見おろすような高い演壇の上に上り、大きなテーブルの上に原稿をひろげ、コップの水を飲んでから『諸君』と切り出すと、つい出さんでもいい大声を出したり、せんでもいいみえを切ったりするのが、人間の心理作用かも知れぬ。いっそのこと演壇を取りはらい、議院は皆自分の議席で発言するようにすれば、はでではないが、実のある熟談協議ができるであろう。その点でイギリスの議場はおあつらえ向きにできている。」⁷¹

実際、イギリス式への変更はしばしば話題になった。本議事堂の上棟式が行われる2年前、1925年には衆議院議員の星島二郎が、議院が喧噪に包まれていることの原因のひとつは議場の構造にあるとする一文を公にしている。ドイツ流の議場で、臣民に君臨したような高い大臣席から議員席を見下ろされては、低い議席に座る人は俄然ヤジリ出したい気持ちになる。政党政治の是認された今日、政府と議員は相対するのではなく、後ろに控えて与党が政府を護るかたちが必要であるとして、星島はイギリス型を取り入れ、演説本意ではなく、高い演壇も用意せず互いに相座して相談できるような仕組みにすれば、議事も進行し、品の悪いヤジも少なくなると主張している⁷²。

こうした議員たちの思いは、ついに建議としてまとまることもあった。しかし、それは昭和戦前の政党政治が終わりを告げた1932（昭和7）年のことであった。討論型の議場を求める声は、議会政治の断末魔であったのかもしれない。

この戦前日本の議場研究を通じて浮かび上がるひとつの疑問がある。明治憲法の規定を前提として出来上がっている議場は、戦後の日本国憲法を前提とする議院内閣制の現在にはたして適合的なのかどうかということである。戦後、1962年、71年にひな壇の高さを下げる建議が行われたことが確認されているが、抜本的な改革はなく、ドイツ型の議場が漫然と使用され続けている。

もちろん、予算委員会を用いた党首討論など、現在の議事堂のなかでも討議型を目指した活用は行われている。日本の国会が委員会中心主義をとる以上、それで十分だという議

⁷¹ 前掲、前田『国会の100年』102頁。

⁷² 星島「議事堂の構造とヤジの関係」『文化生活』3巻2号、1925年。

論もあるだろう。しかし、かつて議場改革論が出されたときは、政党組織がイデオロギー色を帯びることによって討論が表決の結果に影響を与えることが少なくなったことが指摘されている。これは党議拘束の問題とも関係するだろうし、議場で原稿を読むことを許容するか、討論をクエスチョンタイム方式によるか、演壇での指名制によるかといった問題にもかかわってくるだろう。

筆者は、代議制民主主義の象徴である本会議場が、かかる権威主義的な構造をもって今日も存在していることに違和感を禁じ得ない。では、そうした構造ははたして議事にどのように影響するのか、しないのか、本会議場や委員会室はどのように運用されてきたのか。本稿で行った「箱」の知見をもとに、その運用の実態についてより精査を重ねていきたい。

<主要参考文献>

ウォルター・バジヨット（小松春雄訳）『イギリス憲政論』中央公論新社、2011年

大熊喜邦『世界之議事堂』洪洋社、1918年

柏原宏紀『工部省の研究』慶應義塾大学出版会、2009年

金子堅太郎『欧米議院制度取調巡回記』信山社出版、2001年

清水唯一朗『政党と官僚の近代』藤原書店、2007年

衆議院・参議院編『議会制度百年史』、大蔵省印刷局、1990年

瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』ミネルヴァ書房、1999年

前田英昭『国会の100年』原書房、1990年

御厨貴『明治国家をつくる』藤原書店、2007年

村松貞次郎『お雇い外国人—建築・土木』鹿島出版会、1976年

福沢諭吉『慶應義塾演説館ノ由来』慶應義塾、1913年

堀内正昭『明治のお雇い建築家エンゲ&ベックマン』井上書房、1989年

藤森照信『明治の東京計画』岩波書店、1982

利光三津男ほか『満場一致と多数決』日本経済新聞社、1970年

渡辺隆喜『明治国家形成と地方自治』吉川弘文館、2001年